

平成24年度宗像市学校情報化モデル検証事業における 電子黒板等選定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 平成24年度に学校情報化モデル検証事業を実施する際の、研究指定校に設置する電子黒板、パソコン、実物投影機（以下「電子黒板等」という）の機種（機能）選定において、実際に利活用する学校現場の教員に調査及び審議をしてもらうため、電子黒板等選定委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項について調査審議し、電子黒板等の機種（機能）決定資料として教育長に提出する。

- (1) 電子黒板等の仕様比較をおこない、学校現場で必要な機種（機能）について調査審議する。
- (2) 電子黒板については、実際に操作し、機能確認や使用感覚について調査審議する。
- (3) その他必要な事項について調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は次に掲げる職にあるものをこれに充てる。

- (1) 教育部長
- (2) 理事兼主幹指導主事
- (3) 研究指定校 中学校長代表
- (4) 研究指定校 小学校長代表
- (5) 研究指定校 情報教育担当教員
- (6) 情報教育担当指導主事

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、教育部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、理事兼主幹指導主事をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集及び表決)

第5条 委員会は、必要のつど委員長が招集する。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育部教育政策課において処理する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。